

スポーツ少年団特例登録申請について

特例登録申請とは

やむを得ない理由により、指導者または団員が登録要件に必要な人数に満たない場合、静岡県スポーツ少年団に申請することで例外的に登録することを承認してもらうための申請。

※スポーツ少年団として登録するには・・・

- ・ 団員10名以上、指導者2名以上が必要である
- ・ 指導者、役員またはスタッフのうち2名以上が18歳以上である
- ・ スポーツ少年団の理念を学んでいる指導者が2名以上である

⇒ 上記の要件を全て満たす必要がある

(例) 18歳以上の指導者(スポーツ少年団の理念を学んでいる) 2名
団員 10名

⇒ スポーツ少年団として登録可能

特例登録申請の審査について(静岡県スポーツ少年団より)

【指導者】

スポーツ少年団の理念を学んだ指導者が1名しかいない場合に限り、静岡県スポーツ少年団の判断により登録を認める場合がある。

【団員】

やむを得ない理由により、団員が10名に満たない場合に限り、静岡県スポーツ少年団の判断により登録を認める場合がある。

特例登録申請をする単位団に求められる行動

【指導者】

※ 令和6年度内に規定数の指導者を確保する

- ① スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会を修了させる。
- ② 認定員(スポーツリーダー)資格保有者を公認指導者資格「スポーツコーチングリーダー」へ移行させる。
- ③ ①、②以外の他の公認資格を取得する。

①～③のいずれかを実行することで、令和6年度内に規定数の指導者を確保できる見込みを立てる。

【団 員】

継続的に団員を確保するための取り組みを実施する。

特例登録申請をするにあたって(留意事項)

1. 特例申請をする理由と目的を理解していること。
2. 申請理由を明確に説明できること。
3. 具体的な解決策を明確に示すこと。
4. 責任をもってその解決策を実行すること。

問合せ先

富士宮市スポーツ少年団事務局(富士宮市教育部スポーツ振興課内)

担当：望月

TEL：0544-22-1190（直通） FAX：0544-22-1242

E-mail：e-sports@city.fujinomiya.lg.jp